



平成 30 年 5 月 16 日

各 位

上場会社名 株式会社神戸製鋼所  
 代表者 代表取締役社長 山口 貢  
 (コード番号 5406)  
 問合わせ先 コーポレート・コミュニケーション部長  
 本田 和幸  
 (TEL 03-5739-6010)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 21 日開催予定の当社第 165 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、取締役会の議長は、取締役会長の職務としておりましたが、取締役会のモニタリング機能強化の観点から、取締役会議長を社外取締役から選定するとともに、取締役会長および取締役副会長の職を廃止するため、定款第 20 条、第 21 条、第 25 条の変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第20条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から <u>取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名</u> を定めることができる。 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。	第20条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を定めることができる。 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。
第21条 (役付取締役の分掌) <u>取締役会長は、取締役会を主宰し、取締役副会長は、これを補佐する。</u> 取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社業務を統轄する。 取締役社長支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により他の取締役がこれに代る。	第21条 (役付取締役の分掌) (削除) 取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社業務を統轄する。 取締役社長支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により他の取締役がこれに代る。
第22条～第24条 (条文省略)	第22条～第24条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p><u>取締役会長に欠員又は支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により取締役副会長が、取締役副会長に欠員又は支障あるときは、取締役社長が、取締役社長に支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により他の取締役がこれに代る。</u></p>	<p>第25条 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により予め定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p><u>前項の取締役に支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により他の取締役がこれに代る。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 30 年6月 21 日(木)  
定款変更の効力発生予定日 平成 30 年6月 21 日(木)

以 上